

御 発 言 ヌ 毛

平成17年6月7日

平成 17 年 6 月 3 日

「新計画の構成（案）」について

筑波大学 内山洋司

IPCC のリードオーサー会議に出席しなければならないため、文章で意見を提出させていただきます。

1 . 原子力研究開発利用促進の基本的目標

原子力のエネルギー利用も、放射線利用と同様に、学術の進歩、産業の振興、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に貢献することです。(3) の文章の冒頭に「原子力のエネルギー利用、および」を挿入すべきかと思います。

2 . 1 現状認識

3 番目の段落の文章の最後に「一方で、高度経済成長期に数多く建設された原子力発電所が次第に老朽化しており、近い将来に更新需要が新たに発生することが予想される。」を挿入してほしい。

2 . 2 今後の取組の基本的方向

(1) の内容は“原子力利用基盤”というよりも“原子力活動基盤”となっている。利用基盤であるならば原子力関連施設の安全性と信頼性の確保など技術的な側面の記述が必要になる。特に「原子力発電所の高経年化対策」は安全の確保において重要な政策の 1 つと考えられるので文章に追加してほしい。

原子力研究開発については(3) で基本的方向の 1 つとして取り上げられているが、原子力産業に関する記述が全く無い。原子力委員会は原子力産業の将来のあり方を無視してよいのだろうか。

“ 3 . 1 (1) 安全の確保 ” の中に「原子力発電所の高経年化対策」など既存原子力発電所の技術開発や安全対策、それに「原子力産業」の役割に関する記述がほしい。

平成17年 6月 7日

新計画のあり方についてのコメント

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

新計画のあり方（論点整理のまとめ）（案）の「原子力と国民・地域社会との共生」について2点述べる。

第1 「学習機会の整備・充実」について

3ページ、「2.2.原子力と国民・地域社会との共生」の「(2)学習機会の整備・充実」には、生涯学習の機会の充実のみで、学校教育についての記述がない。

学習とは自らの意思で学ぶことであるが、現状で自ら原子力を学ぶ人がいるだろうか。そのような環境が培われているだろうか。現実には厳しい。

日本のエネルギーの現状を正しく伝える機会、即ち教育の場が必要なのではないか。

「原子力の国民・社会との共生（論点の整理）（案）暫定版」6ページ、「(2)学習機会の整備・充実」には、『今後とも、国は小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、原子力や放射線を含めたエネルギー問題に関する指導の充実に取り組む。』とあり、小さなときからのエネルギー教育は大事なこと。是非書いて頂きたい。

これまでの意見の繰り返しになるが、教育の不足（＝国民理解の不足）は、風評被害を生み、円滑な原子力政策の推進へのブレーキになる。

第2 「立地地域との「共生」」について

3ページ、(5)「立地地域との「共生」」には、「原子力の国民・社会との共生（論点の整理）（案）暫定版」の7ページに記載のある、『国は、原子力開発利用が国民生活に対して有する重要性を踏まえて、電源三法交付金制度についても、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して使用が可能となるよう、常に見直していくとともに、原子力立地地域における地域特性を踏まえた自助努力を、パートナーとして参加することも含めて、支援していく。』というパラグラフの前段部分が消えている。

前回、立地自治体の思いを紙で出させて頂いたが、地域振興は、立地自治体において重要なテーマであり、三法交付金制度はその中で大きな位置を占める。三法交付金制度について言及して頂きたい。原子力は「立地あってこそその政策である」と考えている。

原子力の持つ特殊性から、「嫌われながらも国体繁栄にはなくてはならない国策」に協力している立地地域に対して、更なる支援策が考慮され、国民から理解と感謝が示される環境作りが必要ではないか。また、既設地域から「原発を立地してよかった」との声が聞こえてこないようでは、円滑な新規立地は困難ではないかと考える。

平成17年6月5日

発言メモ、田中 知

「1．原子力研究開発利用推進の基本的目標」の3つのうちの一つに原子力のエネルギー利用を掲げているものの、「2．今後の取組みの基本的方向」、および、「3．今後の取組みの基本的考え方」における、原子力エネルギー利用に関する記述の程度はやや弱くなっていないか。

例えば、「2．2（2）原子力利用の着実な推進」の一つ目の文章において、エネルギー利用と、農業、医療など様々な分野における利用を一つ文章にて記述するのではなく、2つの文章に分けて記述し、エネルギー利用での重要性を明確に記述すること。

「3．2．原子力利用の着実な推進」の中で、（1）エネルギー利用の部分においても、これまで、長時間行われてきた議論を踏まえて、十分な量と深さにすべきである。

地球環境問題、エネルギーセキュリティの重要性が指摘されているなか、原子力エネルギーの必要性への認識は進んでいるが、まだ総合科学技術会議はじめ国全体の理解にまで至っていないことを危惧している。原子力エネルギーの重要性は機会あるごとに様々な方法で示すことが重要である。

以上

「新計画の構成」、「新計画のあり方」について

核燃料サイクル開発機構
理事長 殿塚猷一

「新計画の構成」と「新計画のあり方」については、これまでの本策定会議での議論が要領良く纏まっており、構成及び記載内容とも、適切なものとする。

その上で、策定会議での議論を、科学技術基本計画へも適切に反映させるという観点から意見を述べる。

第1期、第2期の科学技術基本計画では、原子力技術が、重点4分野に含まれず、その結果、原子力予算は減少し続けている。しかし、原子力技術は、我が国の基幹技術と位置づけられるべきものであり、本策定会議の議論でも、そのように再確認されたと思う。

今回の審議により、「新計画の骨子」と言えるものが纏まる。現在、総合科学技術会議では、第3期科学技術基本計画の検討がなされている。今後、本策定会議における議論の結果を原子力委員会から総合科学技術会議にタイミングを失することなくご説明いただく等、この第3期の科学技術基本計画に反映することができるよう適切な対応をお願いする。

以上

原子力長計策定会議意見書（第 28 回）

2005 年 6 月 7 日

原子力資料情報室 伴英幸

1. 政策決定は、国民の参加のもと国民の意見を反映して決めるべきです

政策決定のあり方は、「国民の意見を踏まえつつ定める」のではなく、国民の参加のもと、その意見を反映する形で決定するのが本来の姿と考えます。したがって、国民参加は、原子力研究開発利用の基本的目標とするべきものです。「3.原子力研究開発利用推進の今後の取り組みの基本的考え方」の中では「政策決定過程に国民の意見を反映させるなどの国民参加の取り組んでいくべき」だと触れられていますが、これは飽くまでも「原子力と国民・地域社会との共生」の視点からの言及であり、十分とはいえません。

国民参加に関しては、策定会議でこの議論が十分には行なわたとはいえないので、その意義や参加形態などについて、現状を整理しつつさらに議論を尽くすことを求めます。

2. 現状認識から出発するなら脱原発の選択肢を検討するべきです

現状認識を率直に受け止めれば、原子力発電の維持の困難さこそが読み取れます。脱原発によるエネルギー低消費・二酸化炭素少排出社会の道筋を真剣に検討するべきではないでしょうか。

3. 「平和利用の担保」を最大の基本的視点とするべきです

原子力の研究、開発および利用が「平和の目的に限り」（原子力基本法第 2 条）行なわれることを担保するのが、原子力委員会の最大の任務です。新計画の構成」したがって、原子力委員会が定める長期計画は、何よりも「平和利用の担保」を基本的視点とすべきです。「新計画の構成（案）」では「平和利用の担保」が最大の任務との認識の上に立って記述されていると読めません。

「成果を公開し、進んで国際的協力を資する」（同第 2 条）とされていることからすれば、単に国内的に「平和の目的に限り」行なわれるのみならず、国際的にも核拡散につながらないように行なわれなければなりません。

とりわけ、ウラン濃縮と再処理の計画について見直される必要があります。本策定会議の国際問題検討 WG 第 3 回会合で武黒一郎東京電力常務が発言されているところによれば、日本の濃縮および再処理の実力は「現実には濃縮ももう 1 回技術開発を整理しなおそう、再処理はまさにこれから始めて、当事者能力を持てるかどうかということは自分たちでこれから磨こうとしている、まだ足元もおぼつかないところもあるかもしれません」という状態であること、すなわち 2004 年ブッシュ提案に言う「す

でに機能しているフルスケールの濃縮および再処理工場を有していない」状態に事実上あることも、当然ながら考慮に入れるべきです。核燃料サイクル政策についてのシナリオ間比較では、現行政策を変えると「現在運転中の原子力発電所を順次停止せざるを得なくなる状況が続く可能性が高い」（中間とりまとめ）といった論理で現行政策の維持が合理化されています。そうした考えでプルトニウムが抽出され蓄積されていくことの意味を、きちんと議論することが肝要だと思います。

4. 改定長期計画が対象とする期間は「今後 10 年程度」を明記する必要があります

コメント用の案では「今後 10 年間のうち国が実施すべき施策の基本的な方針を新たに明らかにする必要があると判断し」と、第 10 回改定が対象とする期間を明確に示していました。この期間は近藤委員長が策定会議の場での発言とも一致するものです。しかし、暫定版ではこの期間が削除されています。「新計画の構成」で、原発は「2030 年以降も」高速増殖炉は「2050 年頃から商業ベースでの導入」と明記されていますが、この長い期間までを今回の計画の対象としているではありません。対象とする期間を明示しておくことは必要と考えますので、復活してください。

そもそも、それらの数字を「新計画の構成」に明記するべきではないと考えます。「2030 年以降も原子力発電に発電電力量の 30～40%程度という現在の水準程度か、それ以上の役割を期待する」点に対しては、勝俣委員は義務ではないとの発言をされています。また、「高速増殖炉の商業ベースでの導入を目指す」ことは合意されていません。「2050 年頃から」という時期はもとより「商業ベースでの導入」自体が、高速増殖炉サイクル技術の研究開発のあり方についての議論では合意されなかったからです。論点整理では「高速増殖炉サイクル技術の実用化に向けた研究開発を（中略）着実に推進することが適切である」とされており、これは「商業ベースでの導入」を意味しません。「高速増殖炉サイクルの適切な実用化像とそこに至るまでの研究開発計画についての国としての検討は、2015 年頃から行なうことを念頭に置くこととする」との論点整理とも齟齬をきたします。

そもそも、原子力発電に対する 2030 年以降の期待や高速増殖炉に対する 2050 年頃の実用化といった根拠のない期待や目標を掲げて、期待や目標どおりに行かなかった場合の責任は誰が取るのでしょうか？

5. 核物質防護や有事対策は基本的人権を脅かします

「NPT 及び IAEA 体制に対する挑戦」「テロ活動の可能性」などに対抗して核物質防護や有事対策を講じることは、基本的人権を脅かすことにつながります。基本的人権を守ることが最も重要なことであり、その上で、この制限は国民の合意なしには行なえないとの認識を示すべきだと思います。

6. 「新計画の構成」内容に合意しません

意見募集をおこなうことは策定委員全員の合意です。したがって、応募意見については策定会議で審議すべきだと考えます。しかし、「新計画の構成」で提案されている内容に私は合意していません。そこで、募集の対象となる内容は策定会意義の全員の合意によるものではないことを、なんらかの形で明記にしてください。

2005年6月7日

吉 岡 齊

1. もんじゅ最高裁判決

1 - 1 . 2005年5月30日午後3時、最高裁第1小法廷は、もんじゅ原子炉設置許可無効確認訴訟の判決を言い渡した。その内容骨子は原判決（第2審の名古屋高裁金沢支部が2003年1月27日に下した原子炉設置許可処分無効判決）を破棄し、第1審判決（2000年3月22日、福井地裁）を確定させる、というものであった。

1 - 2 . 早速判決（新聞社から送られてきた）に目をとおしてみても、筆者は唖然とした。「最高裁、ご乱心」というのが率直な感想だった。主な理由は4つある。

1 - 3 . 第1に、文体・表現に気品がない。高裁判決に対する攻撃性が露骨に出ており、まるで子供の喧嘩である。幼児的攻撃性の高い文体・表現である。いやしくも判決の文体・表現はあくまでも、真実に対して忠実な判断をするという立場をあらわすために、格調高く保つべきであろう。係争中の被告人の主張をそのまま判決にしたのではという印象をぬぐえない。

1 - 4 . 第2に、最高裁はミッションを果たさず、ミッション以外について判決を下すという越権行為をした。つまり第2審についての法律判断（違法の重大性にもとづく無効判断の是非など）を行わず、第2審の事実認定とは異なる事実認定を行い、それのみによって第2審判決をくつがえした。

1 - 5 . 第3に、高裁判決に対する被告人サイドからの批判論によって、そのまま論駁されるような内容となった。高裁の事実認定には、被告人サイドから主として2つの批判があった。（1）事故リスクについての実体的判断が含まれているが、そもそも行政訴訟において裁判所は実体的判断を行うべきではない。（2）技術の素人が行う実体判断は信用できない。ところが最高裁判決には、同じ批判がより強い形で当てはまる。

（1）については、行政訴訟のタブーに加えて、最高裁が法律審であることに由来するタブーも冒しており、二重のタブー破りである。それを（上位のチェックがかからない）最高裁がやったという事実も重要である。

（2）については、高裁は正規の公判廷における通常の審理に加えて、2年間で14回にわたる「説明会」（住民側・国側双方の主張や反論を裁判官が詳しく聞くことができる）が開かれ、技術論がたたかわされた。いかに裁判官が素人であっても、相当の水準の技術リテラシーを身につけたと推定できる。それに対し最高裁では（被告人サイドのレク

チャーを受けたのではないかという推測も出されてはいるが) 1回の口頭弁論が開かれたのみである。素人である最高裁の裁判官の技術リテラシーは、高裁判決のときと比較にならないほど低いと推定するのが適切だろう。それを裏付ける記述を、判決の随所に見ることができる。

1 - 6 . 第4に、原子力安全委員会の安全審査が、対象となっている原子炉の安全を保証する必要はない、という判断を、最高裁は実質的に示している。

その該当箇所は随所にみられるが、最も象徴的な箇所は、床ライナーの有無を原子力安全委員会は審査すれば事足りりとした箇所である。

安全審査は入手可能な情報と最新の知識にもとづき、可能な限り多くの重要な欠陥を抽出し評価すべきであり、とくに(高速増殖炉のような)開発途上段階の技術については、高度な注意義務が不可欠であると筆者には思われる。また多くの国民もそのような役割を安全審査に期待していると思われる。ところが最高裁は、安全審査が原子炉の安全を保証しなくても良いという判断を示している。

1 - 7 . 最高裁が、高裁の事実認定とは異なる事実認定を、(高裁と比べてはるかに)不勉強の素人であるにもかかわらず、行わずにおられなかったのは、法律論では「無効」を「違法」に変えるのが精一杯だという認識にたち、「違法」をも打ち消すためには蛮勇を奮い立たせて、二重のタブー破りを冒すしかないと決断したためであろう。また高裁への差し戻しをしなかったのは、もんじゅの改造工事から運転再開への道から障害物を取り除こうと苦慮したためであろう。だがそれによって最高裁は、自身の信頼性と原子力安全委員会の安全審査の信頼性を実質的に否定する結果となった。火消しをあせった結果、かえって火種を残した。別の表現を使えば、原子力安全行政に対するひいきの引き倒しとなった。法律審のミッションに徹し、技術については「わからないことは、わからない」と率直にみとめ、高裁に差し戻すのが「最適解」であったように思われる。高裁判決への反発感情が暴走し、判断を誤らせたとしか思えない。

2 . 「新計画の構成(案)」について

2 - 1 . 全体的特徴

2 - 1 - 1 . 原子力委員会改組のインパクト

2001年の中央省庁等再編により、原子力委員会の地位が弱体化した。

第1に、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第23条が削除された(内閣総理大臣の尊重義務が消滅)。

第2に、より上位の国家計画が制度化され、原子力長期計画はその風下に立つこととなった(エネルギー基本計画、科学技術基本計画)。

第3に、科学技術庁が文部科学省に統合され、委員長が国務大臣ではなくなったため、原子力委員会決定は閣議に報告されることもなくなった。また科学技術庁の消滅により、

原子力委員会決定にもとづく（科学技術庁を実施部隊とする）法律制定という、権力行使のルートが消えた。

そうした地位以下にともない、原子力委員会の権限が弱まると同時に、責任も軽くなった。

それが後述するような原子力委員会の業界団体化と、長期計画の内容が業界要求のようになってきたことの背景にある。

2 - 1 - 2 . 新長期計画案の3つの特徴

新長期計画案を先取りするものとしてすでに、一連の「中間取りまとめ」「論点の整理」と、「新計画のあり方（案）」（5月24日発表）が存在する。特段の状況変化（事故・事件等に起因する、国民世論や関係者の認識の変化）がなければ、そのまま大筋で、新長期計画案に盛り込まれることなる。その特徴は3つある。

第1は、業界団体的（党派的）立場の採用。

第2は、政府のコミットメントの明確化と事業者に対する最大限の「政府保証」。

第3は、空想的な分析・評価の満載。

以下、より詳しく述べる。

2 - 1 - 3 . 業界団体的（党派的）立場の採用

第1は、原子力研究開発利用推進関係者の立場から、原子力研究開発利用の円滑な推進のための方針を定める、という姿勢に立って、「中間取りまとめ」「論点の整理」等の文書が作られている点である。

つまり業界団体的立場が明確に採用されている点である。そうした特徴を私は「原子党宣言」（渡辺慧）等のキーワードで表現してきた。

この姿勢の問題点はもちろん、エネルギー全体、および科学技術全体の中での、客観的視点からみた原子力の最適な役割は何かという観点を放棄し、原子力の役割の（所与の環境条件のもとでの）最大化を、目指していることにある。

それゆえ原子力委員会の決定は、業界団体の声明と本質的に同様の性格のものであり、それを公共政策に反映させるには、中立的観点からのアセスメントが不可欠である。

2 - 1 - 4 . 政府のコミットメントの明確化と事業者に対する最大限の「政府保証」

第2は、原子力研究開発利用の役割の最大化のための中核的手段として、政府が（民間事業も含めた）研究開発利用推進に最大限のコミットメントを示し、その見返りに事業者に対して事業リスク最小化のためのあらゆる政策手段を講ずる、という「政府保証」の方針が採用されていることである。

それを象徴するのが、核燃料サイクルバックエンドに対する再処理等積立金（5月13日参議院本会議で可決成立）である。そこでは再処理等のバックエンド事業が失敗し、事業者に巨額の債務や、事業の不履行にともなう「負の遺産」（再処理未遂に終わった莫大な使用済核燃料等）が生じて、電気事業者がその財務リスクを免除され、国民が代わってそれを負担するための、最大限可能な配慮がなされている。（もちろん国民が拒否すれば、電気事業者の多くが倒産するという事態もありうる）。

もうひとつの象徴的な例は、政府が原子力発電のシェアを現在以上の水準に維持すると

いうコミットメントを、明確にしていることである。その実現を危うくするような事態が生ずれば、ありとあらゆる政府支援が、電気事業者に対してなされることが、実質的に内約されていると見ることができる。そうした政府支援には、財務リスクの肩代わりのみならず、新自由主義改革の推進を手加減する、といった包括的性格のものも含まれていると解すべきであろう。

電気事業者は、原子力発電への政府のコミットメントを確約させ、それへの国策協力を誓うことにより、事業経営の長期的安泰に関する政府保証（新自由主義改革の手加減を含む）を獲得することを、目指していると考えられる。いわば「原子力発電人質作戦」である。ただし原子力委員会は、国務大臣を長としその決定について総理大臣に尊重義務を課す機関から、業界団体に類するものへと格下げされたので、「政府保証」は確実なものではない。

2 - 1 - 5 . 空想的な分析・評価の満載

第3は、空想的・非現実的な分析・評価が、「中間取りまとめ」「論点の整理」等の文書のなかに満載されていることである。

その背景には、原子力研究開発利用の役割の最大化という方針が、現実的な分析・評価の観点からは、ほとんどの場合正当化されないという事情がある。原子力発電は「劣等な技術」であり、その推進を正当化するには、無理に無理を重ねる議論をせざるを得ないのである。

たとえば核燃料サイクルバックエンドに関しては、現実的な選択肢の間での評価を行わず、現実にはあり得ない空想的な事業展開シナリオの間での評価（実質的には、2つの選択肢の長所・短所についての一般的な比較評価と同じもの）を行った。その一般的な比較評価においても、政策転換による追加コストについての空想的想定をはじめとして、ほとんどの項目について非現実的な評価がなされた。

またたとえば高速増殖炉の導入時期については、「軽水炉の寿命を60年とし、既存の原子炉が新たな原子炉によってリプレイスされると仮定し、次のリプレイス集中期の後半にかろうじて間に合う時期として、『2050年頃から商業ベースでの導入を目指す』という時期設定を行った。しかしこのフィージビリティは何ら議論されていない。そもそも実用化計画自体が存在しないのだから、目標時期設定などできるはずがない。

にもかかわらずこのような目標が掲げられたのは、日本で「最初のリプレイス集中期」（2030年から2050年代前半）の後半に間に合わなければ、「その次の（第2の）リプレイス集中期」まで待たねばならず、時期設定はさらに40～50年遅れる（2100年前後となる）こととなるからである。そうしたみっともない目標年次を出したくなかったのだろう。（目標年次を出さなければよかったのだが、それすら示せなければ予算請求上不利との認識があったためだろう）。

2 - 2 . 商業原子力発電政策

2 - 2 - 1 . 原子力発電に関する「論点の整理」の方法論上の問題点

すべての有力な政策オプション（筆者は3つを挙げた）について、「核燃料サイクルバックエンド問題」と同様の評価枠組に基づいて総合評価を行い、その結果に基づいて特定

の政策オプション（核燃料サイクルとは異なり、架空シナリオではない）を選ぶことが必要であった。

しかしこれは拒絶され、代わりに以下のような方法論が採用された。つまりエネルギー安全保障と地球温暖化防止にとって原子力発電はメリットがあるという理由をあげて、そこから一足飛びに、以下のような要点の結論が出された。

2 - 2 - 2 . 「論点の整理」の要点

第1点 原子力発電を日本の発電電力量全体の30～40%程度という現在の水準程度が、それ以上の水準に、21世紀全体をとおして維持することが適当である。

第2点 そのために政府と民間事業者（電気事業者、製造事業者）は、この数値目標の達成を確実にするための取組を進めるべきである。既設原発の廃止に際しては、代替原発（大型軽水炉を中心とし、状況によっては中型軽水炉も選択肢とする）を建設すること、つまりリプレイスを基本とする。

第3点 なお政府は、原子力発電支援のために、現在国会で審議中のものや、詳細な制度設計についてなお検討中のものもふくめ、『従来政策』をすべて丸ごと堅持する必要がある。

第4点 高速増殖炉については2015年ころから実用化に取り組み、商業的導入条件が整うことを前提に、2050年頃からの導入を目指す。

これら4つの結論について、以下コメントを記す。

2 - 2 - 3 . 原子力発電のシェア維持を目標とすること（第1点）

上記のように、発電電力量の30～40%のシェアを今後一世紀にわたって維持するという数値目標が定められている。しかし上記のような「強い」方針を、なぜ採用するかについての合理的根拠は、示されていない。

原子力発電シェアの超長期的維持の必要性については、石油・天然ガスの需給逼迫が将来生ずる可能性があるという点と、二酸化炭素排出という点において原子力発電が優れているという点の、2点に関連するデータをパッチワーク的に拾い集め、それを根拠として上記の結論を導いているだけである。

そもそも社会的・技術的・資源的状况の変化によって最適なエネルギー供給構造は変化するものであり、固定的な30～40%という数字は不可解である。

2 - 2 - 4 . 民間事業者の束縛（第2点）

さらに言えば、数値目標の設定そのものが、政府の正統な権限を逸脱していることについての認識もない。

政府が、特定の種類のエネルギーのシェアについて、数値目標を立てて政策的誘導を行うことは、自動的に他の種類のエネルギーのシェアを制限することを目指すことを意味しており、市場への過剰介入である。

政府の役割は公共利益の実現にとって適切なルールを定めることであり、各種エネルギーのシェアを決めるのは、そのルールに従いつつ技術的・社会的状況変化に敏感に反応して行動する生産者・消費者の選択である。

民間事業者が原発のリプレイスを義務づけられ、代替原発のスペックまで指定されると

というのは、まるで社会主義計画経済である。

2 - 2 - 5 . あらゆる政策措置の正当化 (第3点)

政府の基本政策や個別政策について、社会的公正および費用対効果の観点からひとつひとつ分析的に評価し、それにもとづいて廃止をふくめた改革案を示すというプロフェッショナルな政策論において採用すべきアプローチが、はじめから放棄されている。

政策評価とそれにもとづく政策の不断の見直しこそ、原子力委員会の基本的使命でありそれが放棄されていることは、原子力委員会の基本的使命そのものが、ないがしろにされていることを意味する。

2 - 2 - 6 . 高速増殖炉サイクル技術 (第4点)

高速増殖炉サイクル技術については、第18回策定会議(2005年2月10日)で大筋合意された高速増殖炉サイクル技術に関する「論点の整理」では、実用化計画の策定についてその可否もふくめて2015年頃から検討するとなっていた。

ところが今回の原子力発電についての「論点の整理」においては、2015年頃から実用化計画を再発足させるというニュアンスの濃厚な記述が含まれている。また「2050年頃からの商業ベースでの導入を目指す」という記述まで含まれている。

そもそも実用化計画が存在しないのに、実用化目標時期が掲げられることは、あってはならない話である。

なぜこんなに背伸びをするのか。基礎的・基盤的研究に過ぎないことを率直にみとめたらどうか。

2 - 2 - 7 . 電気事業者はなぜ「国家統制」に従うのか

ところで電気事業者が、国家統制色のきわめて濃厚な「論点の整理(上述)」について異論を唱えないことは、私にとって理解困難である。そこで理由を忖度してみた。

現在程度の原子力発電シェアを超長期にわたって維持することは、きわめて手厚い政府支援なしには無理である。原子力発電は現在の政策のもとではじり貧にある可能性がきわめて高い。(上記の忌避される理由を参照)。

しかし国策として30~40%のシェア堅持という目標が定められれば、電気事業者はそれに協力することを条件として、あらゆる政府支援を要請することができる。いわば電気事業者が原子力発電を続けていくための政府保証が、この「論点の整理」によって、約束されたのである。

2 - 2 - 8 . 電気事業者の実質的責務はない

その交換条件として実質的に唯一課せられるのは、商業発電炉リプレイスに関する指令への服従であるが、それは当分の間は発動されることはなく、十分先送り可能である。またそうした社会主義的ルールが法律となり、電気事業者が法的義務を負うような事態は考えにくい。いざとなれば電気事業者に逃げ道はある。そもそもこのリプレイスに関する規定は、「電気事業者が政府保証にフリーライドする」という反論を予防するためのもので、初めから実効性など期待されていないのかも知れない。

高速増殖炉については、2050年という目標年次自体が、実質的意味がないものであり、しかも経済競争力などの諸条件が整わなければ遅れてもよいという断り書きまで付い

ている。

2 - 2 - 9 . 「原子力発電人質作戦」

電気事業者は、原子力発電への政府のコミットメントを確約させ、それへの国策協力を誓うことにより、事業経営の長期的安泰に関する政府保証（新自由主義改革の手加減を含む）を獲得することを目指しており、新長期計画案にその意思が貫かれると見られる。いわば「原子力発電人質作戦」である。

また原子力長期計画は、所詮は原子力委員会という党派的組織の、上位の行政機関（総合資源エネルギー調査会、総合科学技術会議）への「陳情書」に過ぎない。原子力発電への政府の強いコミットメントと、それによる電気事業者の原子力発電に関する経営リスク回避は、保証されていない。経済産業省の保証が必要である。

さらにそれでも不十分である。原子力発電という無能な「人質」は助けるに値しない、ということに国民が気付けば、政治家や行政機関も国民世論に従わざるを得なくなり、この作戦は失敗する。

2 - 3 . 核燃料サイクル政策

2 - 3 - 1 . 総合評価方式の採用（コスト比較を含む）

「総合評価方式」を採用した。その事自体は評価できる。しかし後述のように、方法論が不適切であり、政策ではなく仮想事業シナリオが、総合評価される形となった。それは実質的に、再処理方式と直接処分方式との間の、「2つの方式の一般論的比較評価」となった。それでも、何であれ総合評価が行われたこと自体は、悪いことではない。

直接処分の実施を含む選択肢も、仮想事業シナリオという形で、考慮された。その点では改善された。従来は再処理以外の選択肢は、一顧だにされなかった。

上記の一環として、コスト等検討小委員会が、再処理と直接処分のコスト比較評価を行った。これも本邦初演。（従来は外国の研究報告に日本のデータを当てはめた評価があった程度。しかもその多くは秘匿されてきた）。

以上のような改善点はみとめられる。

2 - 3 - 2 . 「中間取りまとめ」の奇妙な論理

しかし方法論がまちがっていた。政策総合評価がなされなかった。仮想事業シナリオを複数立てての総合評価を実施し、そこから論理的な大飛躍をして、「現行政策を基本的に維持する」という趣旨の政策勧告を導き出した。（仮想事業シナリオ評価を実施したことによって、余剰プルトニウム問題は脇に追いやられる形となった。もっとも仮想事業シナリオ評価においても、余剰プルトニウム問題を主題化することは、理論的には可能であったが、当然ながら無視された）。

仮想事業シナリオ総合評価において、個々の評価基準（核不拡散、安全性、安定供給、経済、環境、等）に照らしての判断が著しく歪んでいた。全体的特徴としては、できるだけ再処理方式を有利に見せようとして、恣意的評価を重ねた。全体としては、再処理が不利なケースについては、現実を軽視しつつ空想を重視し、有利なケースについては逆の姿勢をとるという傾向が顕著だった。

2 - 3 - 3 . 個々の評価基準に照らした恣意的評価

第1に、核不拡散については、ルールが厳格に守られるとの前提を立て、再処理シナリオと直接処分シナリオを同等とした。

第2に、安全性についても、同上の考え方を取り、2つのシナリオが同等との判断を示した。

第3に、安定供給については、ウラン資源節約効果のみを考慮し、再処理が重い負担となることによって発生する経営リスクと、それによる電力供給の不安定化のリスクを無視した。またプルトニウム燃料利用の前提が崩れたときの核燃料の供給不安定化リスク（それを避けるには余分の出費をして、をうらん燃料を余分にスタンバイしておく必要がある）。についても無視した。その結果、再処理シナリオが優れるとした。

第4に、経済については、直接処分シナリオを有利とした。2060年までの60年間で計算。全量再処理シナリオは1.6円/kWh、全量直接処分シナリオは0.9~1.1円/kWh、両者の比は、1.5~1.8倍。しかし「政策転換コスト」（貯蔵プール満杯による原発停止をもたらす）を力説することにより、優位性を割り引いた。

第5に、環境については、高レベル処分場のコンパクト化の効果と、循環型社会の目標への適合性が高いことを論拠に、再処理シナリオを有利とした。再処理工場から放出される放射能は取るに足らないとされた。事故リスクも無視された。中低レベル廃棄物は考慮されなかった。

第6に、柔軟性の観点からの評価も加味した。その記述はあまりに荒唐無稽であった。そこでは再処理方式が本質的に柔軟な洗濯を可能にするという前提がとられ、それを少しでも弱めると硬直的になるという認識がとられた）。

以上をふまえ、総合的に再処理シナリオが、直接処分シナリオよりも優れるという結論を出した。

2 - 3 - 4 . 政策総合評価の素通り

「再処理の方が、直接処分よりも、良く見える。」という上記の一般的結論から一足飛びに、「現行政策を基本的に維持する」という趣旨の政策勧告を導き出した。

それによる最大の損失は、政策評価が素通りされたことであり、それによりベストと思われる政策（「将来的にどの路線をとるにせよ、英仏プルトニウムの消費が進むまでは、再処理事業を凍結する」）が、あらかじめ選択肢から外されたことである。

2 - 3 - 4 . 「中間取りまとめ」の重要要素（4点）

1. 再処理を、使用済核燃料の処理・処分における唯一実施可能な選択肢とし、直接処分については法令整備を行わない。ただし「将来の不確実性に対応するために必要な調査研究を進めていく」ことの一環として、直接処分の調査研究を除外しない。

2. 六ヶ所再処理工場を円滑に稼働させていくことを、民間事業者に期待する。（プルトニウム需給バランス維持の観点からの運転凍結や生産調整に関して、政府介入は行わない）。

3. 六ヶ所再処理工場で処理できない使用済核燃料は中間貯蔵し、その扱いについては2010年頃から検討を開始する。（それを再処理するかどうかは、将来判断する。つま

り民間第二再処理工場を作るか否かは将来決める)。

4. 再処理等積立金(総合資源エネルギー調査会電気事業審議会が2004年8月30日に勧告したものを指す)を導入する。(「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」として、2005年2月18日、国会に提出され、4月26日に衆議院本会議で可決され、5月13日に参議院で可決成立した。その内容はひどい。第1に過去分も徴収。第2に再処理中止の場合は積立金を電力会社が取得。第3に徴収率の引き上げは経済産業省令により自在)。

2-3-5. 代替案としての吉岡案の重要要素(4点)

1. 使用済核燃料発生事業者が、再処理と直接処分のいずれをも自主的に選択できるよう、政府が可及的速やかに、必要な法令整備を進める。また研究開発の重点課題に指定して、十分な予算措置を施す。

2. 六ヶ所再処理工場の運転について政府は、プルトニウム需給バランス維持の観点から、英仏からの返還プルトニウム在庫の費消(プルサーマルの進展等による)が近づくまで、日本原燃に実施凍結を勧告する。凍結解除後は、日本原燃の自己決定・自己責任に委ねる。

3. 使用済核燃料は当面、全量中間貯蔵する。

4. 再処理等積立金は、過去分については導入しない。将来分については導入する場合、引当金は単位数量ごとの固定価格で清算し、目標未達成の場合は未達成相当分を国民に返還する。また余分の国民負担を発生させないよう万全の仕組み(徴収率を法律で定める等)を作る。

2-3-6. 破綻シナリオを回避できるか

「中間取りまとめ」は、従来と比べて一定の柔軟化を施したものとなった。しかし、六ヶ所再処理工場の早期運転開始は、電力会社及び日本原燃の経営リスク、ならびに国民負担リスクをもたらす。いずれのリスクも大きい。

六ヶ所再処理工場は、技術的な未熟さと、プルトニウム需給バランスの問題ゆえに、完成しても満足に動かない。さらに構造欠陥に起因すると推定される事故を引き起こせば、無期限の停止状態に入る公算が高い。

2-3-7. 破綻のインパクト

いずれにせよ再処理事業は、早晚破綻する。そのインパクトは大きい。具体的には次の4つの事態が生ずる。

1. 無慈悲な電力自由化が強行される。いわゆる垂直統合、つまりひとつの会社が地域ごとに発送配電事業を一括して掌握する体制が、電力会社に過剰な保護を与えるものであったために、再処理に対する無責任な投資行動をもたらしたとして批判される。そしてアンバンドリングつまり発送配電分離が強行される。

2. 再処理事業の破綻処理コストは、すべて電力会社が負担することとなる。高い確率で失敗することが、あらかじめ予期されていた事業を、強行したことの愚かさが、社会的制裁の標的となるからである。それに電力会社の再処理等積立金をあてることは認められない。再処理等積立金についても国民への返還要求が高まり、電力会社は事実上応じざる

を得ない。(法律的な返還義務はないが、実質的に返還を拒否することは難しい)。

3. バックエンド事業を政府に移管することは、認めてもらえない。「核廃棄物」は所有者である電力業界が、無期保管することとなる。しかしコスト回収の道が閉ざされたため、事業は推進できない。こうしてバックエンド事業自体が無期限の停滞状態に陥る。

4. 原子力発電からの早期撤退論が強まる。原発を動かせば動かすほど、バックエンド事業は泥沼化するからである。

2 - 4 . 正常な産業政策への転換へ向けて

2 - 4 - 1 . 全体的な特徴 (要約)

「新計画のあり方(案)」の全体的な特徴は、政府が原子力研究開発利用の推進に対して、従来よりも強いコミットメントを示すとともに、民間事業者に対する行政指導によって事業を推進させるという姿勢を、強めていることである。その見返りに、民間事業者のリスクを政府が(国民の税金によって)引き受けるという姿勢も、強くなっている。これを「官民一体推進路線の明確化」と評することもできる。その結果として、国民のコスト負担の可能性はきわめて高いと思われる。それに対する「不同意」の意思を明確に示すことが、最も重要である。

2 - 4 - 2 . 正常な産業政策への転換へ向けて

原子力発電は数ある発電手段のひとつであり他の発電手段との競争環境下にある。また原子力研究開発は他の研究開発との競争環境下にある。競争に勝つことが原子力の生存の条件である。政府は競争に勝てない劣った技術に対して、非合理的な偏愛を寄せるべきではない。通常の産業政策のセンスを原子力分野において確立することが急務である。

それにより以下のようなことは克服されるであろう。

設備投資において合理的な経営判断をしない。

在庫が余って困っているのに、早く工場を動かすことに固執する。

出来の悪い研究開発事業に無駄金を延々と払い続ける。

2 - 4 - 3 . 事業者の「自己決定・自己責任」

通常の産業活動と同様に、事業者はビジネス・リスクを全面的に引き受ける。事業の失敗はすなわち倒産か、重大な打撃となる。そのリスクを免除され、国民に転嫁することはあってはならない。

[付録] 6月1日に事務局に送ったコメント(「新計画の構成」について)

1 . はじめに

(1) 基本理念

原子力推進の前提に立った基本理念に認められない。これでは「原子党」である。「公

共の福祉の観点から最適な原子力政策のあり方を企画、審議、決定する」とすべき。もちろん原子力発電廃止等の縮小政策が、最適と判断される可能性は排除しない。

(2) 計画の必要性

原子力関連活動は、実施主体（民間を含む）の自己決定・自己責任の原則にもとづくべきであり、すべての活動を原子力委員会の考え方に従うよう求めるのは、社会主義的考え方にたつものである。原子力委員会が定めるべきは、実施主体が従うべきルールであり、その骨格は法律である。

(3) 経緯

平和利用の担保としての原子力委員会という条文は、原子力基本法にも原子力委員会設置法にもない。この際、改正して盛り込んでどうか。そうすれば少しは、国際社会の不信を緩和できる。また長期計画は、法に定められた制度ではない。「この任務を達成するため」を「この任務を達成するための一環として」にすれば、少しはましになる。

2. 原子力研究開発利用推進の基本的視点

原子力委員会の権限は、研究開発利用の推進でなく、研究開発利用「政策」の企画・審議・決定である。タイトル修正が必要。

2～5ページにも、事業と政策を意図的に近藤した記述が多数見られるので、その修正が必要である

その目指すところは、上記の「公共の福祉の観点から最適な原子力政策のあり方」の実現である。

それゆえ、全体としての最適化の観点が基本であり、部分的メリットゆえに推進すべきだという論理は、間違っている。これはとくに(2)に関して重要。

これをふまえば、「推進」を「推進のための政策を講ずる」と改めただけでは不十分の箇所が多いことは自明。推進自体が「最適」とは限らないからである。

3. 原子力研究開発利用推進の基本的方向

3-1. 現状認識

2番目 「原子力発電の重要性は増大する」とあるが、同意できない。「今はきわめて苦しい状況だが、今後の状況変化により盛衰は可変的」だと思う。

3番目 唯一のメリットとしての温室効果ガス特性だけを強調するのは、バランスを欠く。削除が妥当。

7番目 NPT再検討会議の機能喪失は、「核軍縮・核不拡散」への国際社会の拘束力が低下していることの兆しであり、「核軍縮・核不拡散」への日本の積極的なイニシアチブが必要である、という記述の追加が妥当。

4. 原子力研究開発利用推進のための取組

4.1. 原子力利用環境の一層の充実

(2) 核不拡散の遵守 日本は潜在核武装国として国際社会から不信の目でみられていること、およびそれには十分な理由があることを認識し、より強力な核軍縮・核不拡散に関する政策措置を講ずるよう、改める。とくに長期プルトニウム需給計画の策定は不可欠である。(再処理工場の運転等のガイドラインとなる方程式等は、政令で定める)。

4.2. 原子力利用の着実な推進

(1) エネルギー利用 一連の意見書(、第12回、第23回など)に書いたように、原子力発電のシェア維持、再処理の推進、高速増殖炉の目標時期復活には、反対である。

末尾に、参考資料「新原子力長期計画案の骨子とその問題点」(一部割愛版)を添付するので、詳しい理由説明と、現案に代わる代替案については、そちらをじっくりご覧頂きたい。

(2) 以下、時間が無いので割愛。

以上。

「新計画の構成(案)」について

渡辺 光代

「新計画の構成」について「事前資料(6月3日付)」を前提に、消費者の立場から、総括的に意見を述べたいと存じます。

1. 経済性の視点と健全なコスト意識の重要性に関連して

「新計画の構成(案)」並びに「原子力の国民・社会との共生(論点の整理)(案)」のいずれにおきましても、「経済性の視点」や「健全なコスト意識」の重要性が、読み取れない内容になっています。この点は、これまでの原子力政策や原子力関係者の問題点として、これまで繰り返し強調させていただいている点であり、消費者および納税者の立場から、きわめて重要な点と認識しています。

原子力発電は現在、総括原価に基づく公共料金として消費者が負担をしている電気料金によって維持されており、原子力研究開発の多くは国民の税金によって支えられているという自覚が大切だと思います。原子力政策においては、常に「経済性の視点」から事業内容を検証・見直し、関係者は「健全なコスト意識」を持って自らのあり方を律する必要があります。昨年、この策定会議で行った核燃料サイクル政策をめぐる経済性に係る試算・検討作業や、その前後に発覚した「試算隠し」問題、また最近の原子力広報予算をめぐる問題などは、これらの重要性を示していると思います。何よりも電力自由化の進展の下で、原子力発電や核燃料サイクル事業の経済性がより一層求められ、国の財政再建が重要課題となっている下で、研究開発における経済性もきびしく問われることになっています。

具体的には、「新計画の構成(案)」の「1. 原子力研究開発利用推進の基本的目標」において「経済性の視点」を前提のひとつとして明記すべきであると考えますし、「基本的方向」や「基本的考え方」の中でも、こうした視点での記述を付加することが必要だと考えます。

また、「原子力の国民・社会との共生(論点の整理)(案)」でも、事業活動や研究開発における経済性が重視されており、これらに関する透明性の確保や国民理解の重要性、国民の信頼確保のために関係者の「健全なコスト意識の醸成」の大切さなどに言及していただきたいと思います。

2. 「現状認識」に関連して

現状認識の捉え方において、原子力の世界から日本の経済社会を見るのではなく、日本の経済社会の構造的変化や政府全体としてめざしている政策の基本方向から原子力のあり方を考えるという視点を持っていただきたいと思います。

具体的には、日本が本格的な人口減少社会に入るとともに、経済社会の成熟化や省エネルギーの推進などにより、電力需要の伸びが鈍化しており、政策的にもより一層の省エネルギーによる低減が求められていること、市場重視の規制改革の進展のもとで、事業者の自己責任に基づく選択が基本となるとともに、経済性の視点が重要性を増していること、国・地方ともきびしい財政状況の下で、引き続き財政再建が重要課題となっており、そうした財政制約を前提に原子力予算のあり方も考える必要があること、地方分権の進展のもとで、地方自治体の役割が重要性を増していることなど、背景認識として日本の経済社会全体の変化をしっかりとおさえておく必要があると考えます。

3. 「3.2. 原子力利用の着実な推進 (1) エネルギー利用」に関連して

「(1) エネルギー利用」において、電源構成をどのようにしていくのかは、電力事業者の自己責任に基づく選択が基本であると考えます。25年以上も未来の電源構成について、経済社会環境の変化や技術革新の進展などの予測の根拠も不十分なもとで、現時点で方向づけしてしまうことは望ましくないと思います。「2030年以降」の電源構成について数値をあげて「適切である」と断定する記述を見直すべきと考えます。

また、「使用済燃料」の処理のあり方についても、発生者責任の原則のもとで、電力事業者の自己責任に基づく選択を基本とする枠組みにすべきと考えます。「再処理路線から直接処分路線に政策変更を行った場合は、原子力発電所からの使用済燃料の搬出が困難になって原子力発電所が順次停止する事態が発生することや中間貯蔵施設と最終処分場の立地が進展しない状況が続くことが予想される」とするならば、現在の六ヶ所村の再処理工場がトラブルや国際環境の変化などの理由で稼働できなくなった場合には同様の事態になるリスクも抱えていることを認識すべきであり、柔軟な選択が可能となる準備を図っておく必要があると考えます。

関連して、イギリス・セラフィールドのソープ再処理工場における事故について伝えられて1ヶ月近くがたつにもかかわらず、行政機関、電気事業者、再処理事業者など、関係者のいずれからも情報提供がありません。こうした時にこそ、リスクコミュニケーションが試されるのであって、次回の策定会議まで

にできるだけ早く関係者からの資料に基づき具体的な情報提供を求めます。

4．原子力委員会の役割と原子力行政組織のあり方に関連して

「新計画の構成（案）」には、原子力委員会の役割を含む原子力行政組織全体に係る項目がありません。原子力委員会自体が今後5年間にどのような役割を果たすのかについて、長期計画でふれる必要はないのでしょうか。あわせて、原子力行政組織のあり方に関連して問題提起されていることについては、引き続きの検討課題であることを忘れずに明記しておくべきではないかと考えます。